

野菜価格安定対策事業の推進について

令和5年4月25日付け4農産第4453号-1

農林水産省農産局長通知

一部改正 令和6年4月12日付け5農産第3967号-3

農林水産省農産局長通知

第1 事業内容

野菜価格安定対策費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3943号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）の第4各号に掲げる各事業の実施に当たっては、交付等要綱の別記に定めるもののほか、この通知に定めるところによる。

- (1) 野菜需給均衡総合推進対策事業
別記1に定めるとおりとする。
- (2) 指定野菜価格安定対策事業
別記2に定めるとおりとする。
- (3) 契約指定野菜安定供給事業
別記3に定めるとおりとする。
- (4) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業
別記4に定めるとおりとする。
- (5) 契約特定野菜等安定供給促進事業
別記5に定めるとおりとする。

第2 用語の定義

この通知において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「指定野菜」とは、野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号。以下「法」という。）第2条で定義され、野菜生産出荷安定法施行令（昭和41年政令第224号。以下「施行令」という。）第1条で規定される野菜をいう。
- (2) 「特定野菜」とは、法第14条及び野菜生産出荷安定法施行規則（昭和41年農林省令第36号。以下「施行規則」という。）第8条で規定される野菜をいう。
- (3) 「重要野菜」、「調整野菜」及び「一般指定野菜」とは、交付等要綱別記2第6の1の(3)で規定される野菜をいう。
- (4) 「特認野菜」とは、交付等要綱別記4第2に規定する特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付事業の特定野菜等のうち施行規則第8条の「特にその供給の安定を図る必要がある野菜として農林水産大臣が定めるもの」として、施行規則第8条の規定に基づき、同条の農林水産大臣が定める野菜（平成15年10月1日付け農林水産省告示第1535号）にて告示された野菜をいう。
- (5) 「野菜指定産地」とは、法第4条で規定される産地をいう。
- (6) 「登録出荷団体」及び「登録生産者」とは、法第10条第1項に規定する登録出荷団体及び登録生産者をいう。
- (7) 「野菜価格安定法人」とは、野菜価格の安定を目的として都道府県の区域を単位として設立された一般社団法人又は一般財団法人をいう。

第3 その他

- 1 登録生産者は、指定野菜価格安定対策事業又は契約指定野菜安定供給事業の交付予約の申込みを行う場合等には、別添様式第1号の「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組を実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」

という。)に提出するものとする。

- 2 1のチェックシートの提出は、令和6年度にあっては交付等要綱別記2の指定野菜価格安定対策事業実施要領第6の1(2)及び交付等要綱別記3の契約指定野菜安定供給事業実施要領第6の2(2)に規定する交付予約の申込期限が8月31日以降である業務区分に交付予約の申込みを行う登録生産者に限るとともに、同一年度(2月20日を交付予約の申込期限とする業務区分から12月20日を申込期限とする業務区分までを一年度とする。)において一登録生産者につき一回とし、当該年度に交付予約の申込みを行う対象野菜全体について申告するものとする。

附 則(令和5年4月25日付け4農産4453号-1)

- 1 この通知は、令和5年4月25日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の推進について(昭和51年11月9日付け51食流第6096号農林省食品流通局長通知)、野菜需給均衡総合推進対策事業の運用について(昭和63年7月25日付け63食流第3577号農林水産省食品流通局長通知)、指定野菜における出荷数量の認定について(平成14年4月1日付け13生産第9961号農林水産省生産局長通知)、契約特定野菜等安定供給促進事業の推進について(平成14年8月2日付け14生産第3628号農林水産省生産局長通知)、指定野菜価格安定対策事業の推進について(平成15年9月29日付け15生産第4158号農林水産省生産局長通知)、契約指定野菜安定供給事業の推進について(平成15年9月29日付け15生産第4158号農林水産省生産局長通知)、契約野菜収入確保モデル事業実施要領(平成23年3月31日付け22生産第10948号農林水産省生産局長通知)及び指定野菜価格安定対策事業の推進について第16の2の(2)の規定による「生産局長が定める割合」について(平成27年4月10日付け26生産第3255号農林水産省生産局長通知)は、廃止する。
- 3 前項による廃止の前の契約野菜収入確保モデル事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。
- 4 交付等要綱別記3契約指定野菜価格安定供給事業実施要領第6の2に規定する交付予約の申込期限が令和5年8月31日より前である業務区分については、第2項による廃止前の契約指定野菜安定供給事業の推進について別表1を適用する。
- 5 交付等要綱別記5契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領第4の2(7)又は(10)の契約の対象出荷期間の開始の日が令和5年9月30日以前である業務区分については、第2項による廃止前の契約特定野菜等安定供給促進事業の推進について別表1及び別表2を適用する。
- 6 本事業に関連する文書中「野菜価格安定対策事業の推進について(令和5年4月1日付け4農産第4453号農林水産省農産局長通知)」とあるのは「野菜価格安定対策事業の推進について(令和5年4月25日付け4農産4453号-1農林水産省農産局長通知)」と読み替えるものとする。

附 則(令和6年4月12日付け5農産第3967号-3)

- 1 この改正は、令和6年4月12日から施行する。
- 2 交付等要綱別記2第6の1(2)に規定する交付予約の申込期限が令和6年8月31日より前である業務区分については、この通知による改正前の本通知別記1別表2から別表6及び本通知別記2別表1から別表6を適用する。
- 3 交付等要綱別記3第6の2(2)に規定する交付予約の申込期限が令和6年8月31日より前である業務区分については、この通知による改正前の本通知別記3別表1を適用する。
- 4 交付等要綱別記4第3の3(2)キ又はケの契約の対象出荷期間の開始の日が令和6年10月1日より前である業務区分については、この通知による改正前の本通知別記4別表1及び別表2を適用する。
- 5 交付等要綱別記5第4の2の(7)又は(10)の契約の対象出荷期間の開始の日が令和6年

10月1日より前である業務区分については、この通知による改正前の本通知別記5別表1及び別表2を適用する。

- 6 機構理事長が、令和6年4月1日より前に本通知別記5別添第9の2の交付決定を通知した事業実施主体については、この通知による改正前の本通知別記5別添別表1-1から別表2-2を適用する。
- 7 本通知別記5別添における対象出荷期間の開始日が令和6年9月1日より前である申込区分については、この通知による改正前の本通知別記5別添別表1-1から別表2-2を適用する。

別添 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (登録生産者向け)

申告年度	令和〇年度
申告者	〇〇〇

全ての項目にチェックを付けること（令和6年度においては前年度実施状況報告時欄へのチェックは不要）。

	(1) 適正な施肥	前年度 実施状況報告時 実施しました (※該当しない場合も◎)	当年度申請時 実施します (※該当しない場合も◎)
①	肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④	有機物の適正な施用による土づくりを検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 適正な防除	前年度 実施状況報告時 実施しました (※該当しない場合も◎)	当年度申請時 実施します (※該当しない場合も◎)
⑤	農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥	農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) エネルギーの節減	前年度 実施状況報告時 実施しました (※該当しない場合も◎)	当年度申請時 実施します (※該当しない場合も◎)
⑩	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑪	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	前年度 実施状況報告時 実施しました (※該当しない場合も◎)	当年度申請時 実施します (※該当しない場合も◎)
⑫	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	前年度 実施状況報告時 実施しました (※該当しない場合も◎)	当年度申請時 実施します (※該当しない場合も◎)
⑬	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) 生物多様性への悪影響の防止	前年度 実施状況報告時 実施しました (※該当しない場合も◎)	当年度申請時 実施します (※該当しない場合も◎)
⑭	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑮	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(7) 環境関係法令の遵守等	前年度 実施状況報告時 実施しました (※該当しない場合も◎)	当年度申請時 実施します (※該当しない場合も◎)
⑯	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑰	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑱	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑲	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※関係法令の遵守については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、植物防疫法（昭和25年法律第151号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）を遵守することを示す。